

令和 5 年

10 月加賀市議会臨時会議案

令和5年10月加賀市議会臨時会議案

目次

議案番号	件名	頁
議案第84号	令和5年度加賀市一般会計補正予算.....	1
議案第85号	加賀温泉駅にぎわい交流施設条例について.....	7

議案第84号

令和5年度加賀市一般会計補正予算(第5号)

令和5年度の加賀市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 28,700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,104,200 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年10月30日提出

加賀市長 宮 元 陸

第1表 歳入歳出予算補正

1歳入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		7,179,910	14,850	7,194,760
	2. 国庫補助金	3,553,130	14,850	3,567,980
19. 繰入金		1,515,116	4,850	1,519,966
	2. 基金繰入金	1,496,911	4,850	1,501,761
20. 繰越金		283,322	9,000	292,322
	1. 繰越金	283,322	9,000	292,322
歳入合計		36,075,500	28,700	36,104,200

2歳出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,547,048	18,700	3,565,748
	1. 総務管理費	2,941,078	18,700	2,959,778
7. 商工費		1,038,025	10,000	1,048,025
	1. 商工費	523,638	10,000	533,638
歳出合計		36,075,500	28,700	36,104,200

予 算 説 明 書

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	7,179,910	14,850	7,194,760
19. 繰入金	1,515,116	4,850	1,519,966
20. 繰越金	283,322	9,000	292,322
歳入合計	36,075,500	28,700	36,104,200

(歳出)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,547,048	18,700	3,565,748	4,850		4,850	9,000
7. 商工費	1,038,025	10,000	1,048,025	10,000			
歳出合計	36,075,500	28,700	36,104,200	14,850		4,850	9,000

2 歳 入

第 15 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	3,553,130	14,850	3,567,980			
1 総務費国庫補助金	101,800	10,000	111,800	1 総務管理費補助金	10,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 10,000
26 デジタル田園都市国家構想交付金	434,661	4,850	439,511	1 デジタル田園都市国家構想交付金	4,850	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ） 4,850

第 19 款 繰入金

第 2 項 基金繰入金

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	1,496,911	4,850	1,501,761			
1 基金繰入金	1,496,911	4,850	1,501,761	1 基金繰入金	4,850	重点事業推進基金繰入金 4,850

第 20 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	283,322	9,000	292,322			
1 繰越金	283,322	9,000	292,322	1 前年度繰越金	9,000	純繰越金 9,000

3 歳 出

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
計	2,941,078	18,700	2,959,778				18,700	4,850		4,850	9,000	
8 企画費	1,310,589	18,700	1,329,289	18 負担金、補助及び交付金	18,700			4,850		4,850	9,000	
						6 交通事業推進費	18,700	4,850		4,850	9,000	地域交通利用促進事業費 18,700 (乗合タクシーシステム導入事業費)

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
計	523,638	10,000	533,638				10,000	10,000				
2 商工振興費	415,731	10,000	425,731	12 委託料	10,000			10,000				
						1 商工業振興事業推進費	10,000	10,000				産業デジタル化推進費 10,000 (自動運転実証事業費)

議 案 第 85 号

加賀温泉駅にぎわい交流施設条例について

加賀温泉駅にぎわい交流施設条例を次のように定める。

令和5年10月30日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀温泉駅にぎわい交流施設条例

(設置)

第1条 加賀温泉駅を利用する市民及び観光客等の利便性の向上及び交流の促進を図り、もって加賀温泉駅周辺の賑わい創出に資するため、にぎわい交流施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 にぎわい交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 加賀温泉駅にぎわい交流施設

位置 加賀市作見町ヲ6番地2

(事業)

第3条 加賀温泉駅にぎわい交流施設(以下「にぎわい交流施設」という。)は、第1条の目的達成に必要と認められる事業を行う。

(指定管理者による管理)

第4条 にぎわい交流施設の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) にぎわい交流施設の利用の許可に関する業務

(2) にぎわい交流施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、にぎわい交流施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間及び休館日)

第6条 にぎわい交流施設の開館時間及び休館日に関し必要な事項は、規則で定める。

(入館の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒むことができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがある者

(2) 建物、施設、設備、器具等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 鉄道の運行又は乗降客の駅利用に支障が生じるおそれがある者

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障が生ずるおそれがある者

(利用の許可)

第8条 飲食等ブースを利用し、営業行為又はこれに類するものであって指定管理者が指定する行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。利用を取り消し、又は許可に係る事項を変更するときも同様とする。

2 前項の許可の際、指定管理者は、必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、飲食等ブースの利用を許可しない。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) その利用が施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(利用の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に付した条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請によって利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(目的外利用及び利用権譲渡の禁止)

第11条 利用者は、許可を受けた目的以外に飲食等ブースを利用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金の納入)

第12条 利用者は、指定管理者に飲食等ブースの利用に係る料金(以下「飲食等ブース利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 飲食等ブース利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 にぎわい交流施設の附属設備を利用する者は、指定管理者に規則で定める料金を納付しなければならない。

(利用料金の収入)

第13条 市長は、指定管理者に前条の料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、飲食等ブースの利用を終えたとき、又は第10条第1項の規定により利用を停止させられ、若しくは利用許可を取り消されたときは、速やかに原状に回復し、指定管理者の確認を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、相当金額をもって損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(市長による管理)

2 第4条の規定にかかわらず、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長がにぎわい交流施設の管理を行うもの

とする。

- 3 前項の規定により市長が管理を行う場合においては、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、第10条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用の」とあるのは「使用の」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、同項第2号中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、第11条の見出し中「目的外利用及び利用権譲渡」とあるのは「目的外使用及び使用権譲渡」と、同条中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用し」とあるのは「使用し」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用に」とあるのは「使用に」と、「飲食等ブース利用料金」とあるのは「飲食等ブース使用料」と、同条第2項中「飲食等ブース利用料金」とあるのは「飲食等ブース使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第3項中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第15条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第16条中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、「利用許可」とあるのは「使用許可」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第17条中「利用者」とあるのは「使用者」と、別表中「飲食等ブース利用料金」とあるのは「飲食等ブース使用料」と、「利用期間」とある

のは「使用期間」と読み替えるものとする。

別表(第12条関係)

飲食等ブース利用料金

区 分	単 位	金 額
飲食等ブースA	1年	9,600,000円
飲食等ブースB	1年	8,400,000円

備考

- 1 飲食等ブースの利用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。
- 2 飲食等ブース利用料金に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。